

件名	医療法施行条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	医療法（昭和23年法律第205号） 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
<p>【改正の概要】</p> <p>医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号）により、無菌病室、集中強化治療室（ICU）及び心疾患強化治療室（CCU）の病床について既存病床数に算定されることになった。</p> <p>それらに伴い、医療法施行条例の一部を改正するもの。</p> <p>その他所要の改正を行う。</p>	
施行日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	